平成３１年３月７日

府中市長　高野律雄　様

府中市情報公開・個人情報保護審議会
会長　加藤隆之

個人情報の取扱いについて（答申）

平成３１年１月２９日付３０府政広発第５４号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「府中市後方支援病床利用調整事業」において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第８条に規定する収集禁止事項の収集は、条例第８条ただし書の、実施機関の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。

また、「府中市後方支援病床利用調整事業」及び「西府駅北公衆トイレ等防犯カメラ設置及び運用事務」において行う、条例第７条に規定する本人以外からの収集は、条例第７条第２項第９号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。

また、「府中市後方支援病床利用調整事業」において行う、条例第１４条に規定する外部提供の制限は、条例第１４条第３項第６号の「公益上特に必要」なものに該当すると認められます。